

○議事日程

令和7年10月30日（木） 第5日

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 3 議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 5 認定第 1 号 令和6年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 2 号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 3 号 令和6年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 4 号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 5 号 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 6 号 令和6年度岐南町水道事業会計決算の認定について
- 第11 認定第 7 号 令和6年度岐南町下水道事業会計決算の認定について

———— ◇ —————

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

———— ◇ —————

○出席議員

- 10名
- | | |
|-----|----------|
| 1 番 | 倉内 貴成 君 |
| 2 番 | 小椋 正子 君 |
| 3 番 | 廣瀬 恵理子 君 |
| 4 番 | 長谷川 淳 君 |
| 5 番 | 松本 晓大 君 |
| 6 番 | 三宅 祐司 君 |

7	番	松原浩二君
8	番	渡邊憲司君
9	番	加藤雅浩君
10	番	小島英雄君

◆

○欠席議員 なし

◆

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君
副	長	傍島敬隆君
教	長	野原弘康君
総合政策部	長	安田悟君
総務部	長	服部貴司君
こども未来部	長	三輪学君
健康福祉部	長	堀場康伸君
住民部	長	小野木崇夫君
基盤整備部	長	板橋篤志君
会計管理者	者	井上哲也君

◆

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	摂田真広
書記	高木明美

◆

開議

午前10時00分 開議

○議長（加藤雅浩君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆

第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 小椋正子議員及び3番 廣瀬恵理子議員を指名します。

◆

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第45号	岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う 関係条例の整理に関する条例について	原案のとおり 可決すべきもの

令和7年10月30日

福祉教育委員会委員長 松本暁大

岐南町議会議長 加藤雅浩様



第2 議案第45号

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 本件につきましては、委員長の報告を求めます。

松本暁大福祉教育委員会委員長。

○福祉教育委員会委員長（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。

福祉教育委員会の委員長報告をいたします。

10月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案につきましては、10月10日、委員会を開催し、理事者に町長、副町長、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

施設の老朽化に伴う維持管理やメンテナンスなど、今後の公共施設の在り方をどのように考えているのかとの質疑に対しては、施設の修繕や維持管理に係る費用が年々増加している一方、本町も人口減少社会を迎えます。今ある全ての施設を維持し続けることは困難であると考えられるため、各施設の利用状況や住民意識調査の結果などを踏まえ、公共施設の在り方を検討してまいりますと説明がありました。

次に、体育施設は町民の健康維持に関わっており、もう少し抑えられないか。笠松

町に比べて高くないかとの問い合わせに対しては、使用料の見直しは外部有識者会議で議論してまいりました。周辺市町との比較も行っております。施設の管理運営費がこの10年で約3割上昇していることを踏まえ、受益者負担の原則から一律3割の値上げをお願いするものと説明がありました。

次に、今回の改正では、使用料減免団体はそのままで使用時間の区分が細分化されるが、使用料収入が増えると考えているのかとの質疑に対しては、改正により施設の使いやすさは向上しますので、より多くの方々に使用していただけるよう、さらに広報に努めてまいりますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第45号を採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、福祉教育委員会の委員長報告を終わります。

○議長（加藤雅浩君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、議案第45号 岐南町公共施設利用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

委員会でも質疑等もさせていただいていますが、人件費や物価の上昇に伴う管理運営費の増加対応というそういった理由について理解はできますが、町民の生活においても同様で、やはり、ふだん物価が上がっているのでそういう影響もあるということですね。町としては、やっぱりできるだけ町民に対して配慮をしていただけるといいと思いますということで、利用料については利用されている方から、先ほどの委員長報告にもありましたが、例えば隣の笠松町と比べると非常に高いところがあるということで、笠松町も令和4年に値上げした状態で今の料金になっておりますが、実際それを比較してみると、例えばバレーボールで2時間、夏暑いときに猛暑対応などで空調を2時間使用したとき、東小の体育館を使うと、これは2面取れるので半面使った場合ですね。これが1,470円で、空調が1時間当たり2,860円、これを2時間使うと合計で7,190円になるんですね。同じく、すぐお隣の笠松の下羽栗小学校の体育館を使用したときは、あそこも一応、方式は違うんですが、空調がついています。一応その体育館の使用料が450円で、これは2時間で900円ということですね。それと空調は、あそこはコインを100円入れると20分動くというそういうもので、それをフルに2時

間使ったとして、それを合計すると1,900円なんですね。

7,190円と1,900円、何でこんなに違うんだということで、当然全く同じ場所というわけではないんですが、ただ、あまりにも差が大きい、3倍以上というところで、やっぱり町民がうちに籠もらずに体を動かして楽しく交流する機会ということで、もともと社会体育の振興をということではほかの市町も使えるようにされておられるので、そういう機会を減らす、もしくはなくしていく方向でいいのか。利用料についてはもともと減免団体も多くあり、これは委員会のときに説明がありましたが、160以上ありました。値上げにより今の施設に関しての負担が全部賄えるかというとそういうわけでもないですし、委員会でご説明いただいた岐南町のほうが少し安いというところも一部それもありましたが、今の例でいうとあまりにも差が大きいので、せめて近隣と同等ぐらいにしていただきたいという町民の強い思いがありますので、そういうご意見に沿うべく反対をさせていただきます。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ほかに討論はありませんか。

3番 廣瀬恵理子議員。

○3番（廣瀬恵理子君） 3番議員 廣瀬でございます。

議案第45号に対して、賛成の立場で討論いたします。

使用料は10年間据え置かれており、その間に光熱水費や人件費など施設運営費に係る経費は大きく上昇しています。

本町では、地域団体など多くの団体に対し減免制度が適用されています。実際に使っている方の中でも負担に差がある中で、今回の改定は使っていない町民が負担するという構造を避けるという意味でも重要です。

公共施設の利用は、受益者負担の原則に基づき、利用する人がその分を適正に負担することが公平な在り方だと考えます。理事者側からの説明は、値上げの妥当性や必要性をしっかりと説明するものがありました。

以上の理由から賛成いたします。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番 小島でございます。

今、反対討論の中で松原議員がるる料金のことは言ってくれましたので、それは省きますが、委員長報告の中でも維持、メンテナンス、修繕に必要ということもありましたし、今の廣瀬議員の中でも使っている人と使わない人の差があるという話ですが、例えばこの視点を考えてください。道路をちゃんと使っておったら、これも公共施設なんですね、岐南町の道路、ならたくさん歩いたから、たくさん車で乗ったから、それなら料金を取りますか、取りません。たまたまの話なんですよ。救急車を使

ったら、岐南町の救急車、羽島郡の救急車を使ったらその人だけ特別に取りますか、取らないでしよう。そう視点を変えてみるとよく分かるんですよ、10年据置き、それでいいじゃないですか。

前置きはさておいて、岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、改正に反対の立場で討論させていただきます。

ここでいう使用料とは何だと、それなら利用料とは何だと、分かりますか。分かりますか、使用料というのは、例えばこれが施設だとしたらこの中でガスとか電気を使うのを使用という、使用料なんです。利用料といったらこういうところを使うこと全体を利用料というんです。これは利用料、使用料アンド利用料等のと入れてもらうともっとよかったです、使用料なんですね、厳密に言ったら。利用料は要るんですよ。

そうした中で、地方自治法第244条、公の施設は福祉の増進を目的とするとしっかりとうたってあります。このたびの使用料の値上げは利用者の活動にブレーキをかける、住民の活動の停滞につながる懸念があるものです。もう少し時間をかけ、住民が使いやすい料金を設定し、それから検討し、利用を増やすことで全体の収入増を図ったり、急激な負担増を避けるため激変緩和措置を適用するといった選択肢はなかったのかどうか。こういう意見もなかったみたいですが、さらに理事者側からは負担の公平云々等もありましたが、値上げすることで結果的に負担できる住民のみが利用でき、負担できない住民が利用できないという格差社会ができないかを懸念しておるのです。理事者側が言う値上げは、利便性の向上を図るどころか利用者に負担を強いるだけで、全国的に値上げの風潮があり、それに追随した感は否めません。

現在見てください。かつてない物価高騰で住民生活が極めて厳しいときに3割の値上げを強行することは、利用する住民に負担を増やすだけ。値上げによって利用者を減らすようなことがないよう据え置き、利用する住民の福祉増進をいま一度向上するときではないでしょうか。その後、住民生活の実態を見極めた上で判断しても決して遅くないと考えております。

よって、議案第45号の使用料等の改正に反対いたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ほかに討論はありませんか。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 8番議員の渡邊です。

議長のお許しを得まして、賛成討論をさせていただきます。

私としては、やはり夕張のように岐南町がつぶれてはいけないという考えを持っていて、料金設定に関してはやっぱり、世間的には値上がりで皆さん苦しんでいるのは

分かりますが、岐南町としても値上がりをしていかなければ今後大変な時期に入っていくと私は考えます。また、徐々に上げていくことで住民負担は少なく感じると思いますので、そのところを考えて、私は賛成の立場でいさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（加藤雅浩君） ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤雅浩君） 起立多数です。したがって、議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第47号	岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第48号	岐南町下水道条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和7年10月30日

総務基盤委員会委員長 渡邊憲司

岐南町議会議長 加藤雅浩様

◆

第3 議案第47号

○議長（加藤雅浩君） 日程第3、議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 本件について、委員長の報告を求めます。

渡邊憲司総務基盤委員会委員長。

○総務基盤委員会委員長（渡邊憲司君） 総務基盤委員会の委員長報告をいたします。

10月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案につきましては、10月10日委員会を開催し、理事者に町長、副町長、関係部課長の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

料金改定を行わない場合の水道事業会計の収支シミュレーションを世帯料金の試算も併せて示せとの質疑に対して、料金改定を行わないと、今後、毎年度4,000万円から5,000万円の赤字となり、7億円ある資金残高が5年後には3億7,000万円、10年後には8,800万円になるものと試算されます。世帯の料金は2か月40立方メートルの使用で、5年後には40%アップ、10年後には290%アップになるものと試算されますと説明がありました。

上下水道の経営審議会はどのようなメンバーで組織されているのかとの質疑に対して、学識経験を有する者として3人の大学教授、監査委員、受益者として3人の女性に委嘱しましたと説明がありました。

料金改定についての住民説明会を行う予定はあるのかとの質疑に対して、住民説明会を行う予定は現時点ではありませんが、自治会長会議、広報紙、ホームページ、検針票などで丁寧にお知らせしてまいりますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第47号を採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

料金改定によって増える収入はどれほどかとの質疑に対して、1億7,000万円を見込んでいますと説明がありました。

今後必要となる下水道工事はどのようなものがあるのかとの質疑に対して、面整備工事は96%まで進んでおり、令和17年度までに完了する計画です。災害対策として、300基以上あるマンホールの耐震化工事も実施してまいりますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、議案第48号を採決した結果、賛成全員をもって

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務基盤委員会の委員長報告を終わります。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番 小島でございます。

議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論させていただきます。

水道管というものは、前も話しましたが約40年が耐用年数なんですね。だから、布設替えのはよく分かります。例えば破裂したときはどうするのか、水道のお金だけで賄えません。だったらどこから出すのかと、一般会計からですよ。臨時対策費、調整交付金というやつもありますが、そこからも出せるんですよ。だから発想の転換なんですよ。水道料金、水道というのは独立採算制ですが、やはりどこからお金が出てくるかといったら町からなんです。町から出ているんですよ、本は。だから、町から出しても別に不思議でもないし違反でもないんです。だから、発想の転換で、これはインフラ整備として捉えるんですよ。水道としてやるとやはり抵抗がある場合もありますが、道路等の修繕等ということでインフラ整備としてやればお金は幾らでも出るんですよ。もしパンクして、水道が破裂した場合、道路が悪くなったり、そういうこともできるんですよ。だから、水道というのはやはり住民生活にはなくてはならない水なんです。命の水なんです。水がなければ人はやっていけません。

今回19%、約2割の値上げでありますが、これで本当にやっていけなくなるうちもあるんですよ。また、先日もある住民から電話がかかってきまして、うちは風呂は3日に1回しか風呂を沸かしていないんです。理由は分かるでしょうと言われました。水道代が高いから水が使えないんです。何とかしてください。こういう家庭もあるんです。その反対に、水をじゅんじゅん使っても、幾ら使ってもびくともしないそういう家庭もあります。しかし、行政というものは、上を見るのではなく下を見るんですよ。一番下ではちょっと駄目ですけれども、底辺よりちょっと上の辺りを見ながら行政を進めるというのが行政の仕事なんですよ。岐南町にはそうした人が本当に約3割あるいは4割おるかもしれません。3割はいます。先ほども言いましたが、何でもかんでも値上げということはこれでいいのかと。水道が使えないと食べていけない、ラ

一メン一つも作れない、そんな話も泣きながらされました。本当に住民の声というものは大事なんですよ、そういう声を無視したら行政は終わりです。

何のために上げるんですか、お金はあります。監査委員の報告を見てください。健全財政と書いてありましたではないですか。今回も3億6,000万というお金が、住民のお金が増えたと出ていましたではないですか、差し引いた残りで。4億円以上あって差し引いた残りが3億6,000万ありました。そういうお金はどこに使うんですか。新規事業で使うとかそんな話じゃなくして現在をどうするかということを考えください。

そして、もう一つ大きな疑問があったのは審議委員なんですね。女性3人、これはいいですけれども、なぜ3人、同世代の3人、誰かさんと友達ですよ、全部。そうではなくして、なぜ自治会長もしくは議員が入らなかったか聞いたときに、自治会長はお年寄りだから駄目です。議員は自分勝手なことをしゃべって押し通すから入れませんでした。そんな答弁ありますか、どの審議会でも議員は入っていますよ。そんな押し通す人がありますか。これは押し通しても賛成多数で、ほかの人が違うと言えばそれで終わりなんですよ。そして自治会長、そのときは誰か知りませんでしたが、たまたま日曜日に、今、連合自治会長をやっていますよと言われた人がおったですもんで、お宅でしたかということになってようやく分かりました。この人はお年寄りだけれども、結構知識はあるんですよ。こういう人を入れなかった、大事な審議会にそういう人たちを入れなかったことに大きな疑問が残っておるんですね。なぜ入れなかったか、どの審議会でも入っていますよ、連合自治会長というものは。

そういうことを含めて、やはり水は大事ということで、底辺のことを考えていただければ、本当に先ほど委員長報告の中でも水は8,000万とか、後から、5年、10年先には赤字になってくると言いますが、岐南町の財政を見てください。先ほどちょっと前の話では、夕張の話等もありましたが、あそこは身の丈の財政をしていなかった。自分たちに入ってくるお金以上、3倍以上、4倍以上もいろんなことをやっていたから破綻するんですよ。岐南町はそこまでやっていないんですよ。健全財政とは言えませんが、それに近いようなことをやってみえるのでこれに従ってやってもらいたいと願っておりますが、本当にこの岐南町は県下42市町村で財政的支出1位ということはいつまで続くかということなんですね。皆さんの税金があるからやっていけるんですよ。その皆さんに恩返しするという意味でも、なぜ水道代を上げなければならないのか。いろいろるる説明はされたけれども、水道の中でも下水の話をしてくるんですよ、下水においてはこうだこうだ、だから僕は注意したんです。今は水道の話をしているんですよと言って、ほとんど下水の例ばかり出してきたんですよ。

ついでに話しておきますが、下水は県が入っていますので仕方がないんですが、水道は、先ほど言いましたように独立採算制の岐南町独自の企業会計なんです。だから岐南町で自由にできるんですよ。だから、上げるのも下げるのも岐南町の自由、今は上げるときですかということを問い合わせたいんですよ。だから今上げるときではない。何でもかんでも上がっておる時代に、何のために上げるんですか。住民の利便性を考えれば、住民に喜んでもらえるような政策をしてこそ行政ではないですか。

以上の理由で値上げについて反対いたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ほかに討論はありませんか。

ちょっと待ってください、賛成は。

6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

47号議案、上水道、賛成討論として申し上げます。

ただいま上程されました第47号議案、上水道事業給水条例の一部改正につきまして、私は賛成の意を表明いたします。

以下、その理由でございますが、第1に、本改定案は、この町の公共サービスを将来にわたり維持するために、もはや先延ばしはできないという緊急の措置であると認識しております。施設の老朽化更新や耐震化対策、この喫緊の課題である一方、人口減少に伴う使用量の減少により今後の事業経営は厳しさを増すばかりであると。

そこで、執行部に現行料金、この水準を継続した場合、将来予測、シミュレーションというものを私のほうから申し上げ、資料をいただきました。この結果で、この危機感、危機的状況を明確に示されました。令和6年度、これは上下ということになりますけれども、7億円あった資金残高、これは料金値上げがなしにした場合どうかと、5年後にどうか、10年後、20年後ということで私は問いました。その結果、5年後に半減の7億が3億7,000万円、10年後には僅か8,800万円、20年後といいますとマイナス9億7,000万円、これは巨額な赤字に陥るという予測がありました。こうした赤字予測は、水道施設の老朽化対策や災害対策など将来の必須投資、不測の事態への対応が不可欠になることを意味しており、住民の皆様の安全・安心を脅かす事態あります。

第2に、本改定は、将来世代に対する責任を果たすための最も合理的な段階であると判断するからです。現行の上下水道、これは合わせた形になりますけれども、2か月当たりの6,600円というものが今回改定案9,400円、2,800円の増額ということ、この値上げを回避し5年間据え置いた場合、料金はどうですかとお尋ねしましたら、1万700円、4,100円の増額、そして10年後には1万5,600円、これは9,000円の増額、20

年後はといいますと2万5,700円、1万9,100円アップ、増額と指数関数的に負担が急増する結果が示されて、料金改定を先送りすることは目先の負担増を避ける安易な選択であり、将来の住民に対し耐え難いほどの料金負担と老朽化し切った水道施設を押しつける無責任な行為にはなりません。

ゆえに、この段階で決断をし、事業経営の健全化へかじを切るべきであると、以上の理由から、上水道事業の持続可能性を確保し、町の公益を守るために私は賛成ということでございますが、ただし、精査が必要ということになりますけれども、低所得世帯という枠の中、ここに与える影響を考慮し、減免制度、そして軽減措置の対応策を検討していただくことをお願い申し上げ、賛成ということで申し上げます。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ほかに討論はありませんか。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論のほうをさせていただきたいと思います。

私のさせていただく内容はほとんど、小島議員の考え方によく似ている部分があるんですが、今回、提案説明というか書類の中でいただいたところで、我が家でいよいよメーターが13ミリの口径で大体2世帯、両親の世帯がありますので、2か月60立方から70立方ぐらい使っているというところで、ちょうどこの表が当てはまるのかなと思って見ておったんですが、現行だと60立方メートルだと1万1,251円、これが改定されると1万5,840円ということで、4,600円ほど増加するということになります。

これは2か月ベースですので、単純に年間で考えれば4,500掛ける6ということを考えたら3万弱、水道料金は来年度は上がるのかなというところを考えると、行政側の計画もそうですし賛成の三宅議員もそうです。お話をありがとうございましたが、料金改定をすることに対して反対をというふうには考えてはいないんですけども、この上がり方が、負担が非常に大きいのではと感じる部分が多くあります。

来年令和8年度、4月1日からはごみの有料化も本格的に始まりますし、先ほどの公共施設の料金3割アップということで、これは利用者に限定される部分もありますけれども、そこらじゅうで値上げが始まっているというところで、いかんせん住民の方は今の物価高騰であったり賃金がなかなかまだ上がってこないという状況の中で、町の財政のところを考えれば当然のところはあるのかもしれないけれども、どれもこれも値上げをしていくというのは、非常に住民の生活にとってはまだ非常に負担

が大きいのではと考えるところではあります。

そういう意味で、今回、水道料金は約19%、下水道は60%とありますけれども、特に下水道のほうはもう一般財源から繰入れをしている本当に真っ赤っかの状態でもありますので、これは早期に改善をすべき内容、料金改定も必要かなと思う部分はありますけれども、水道料金に関してはここ最近赤になり始めたというところで、現預金に関しても現状7億5,000ぐらいしかあったと思うんですけど、お話を聞いて、10年後で今の料金改定をしなければ8,000万ぐらいまで手持ちが減っちゃうよということであれば、料金改定をしないということではなくて、もう少し段階的に、例えば5%、次にまた5%、翌年5%という形で少しずつ値上げをしていくという形で、まだこの水道事業、こちらの値上げに関しては対応していくものではないかなと。すみません、厳密に試算は私自身できていないんでありますけれども、まだ早急に今すぐ20%に上げてというそういう必要性はまだないのではないかと。それよりも、今の住民生活、負担を考えて値上げの料金改定をしていくべきだと私は思いますので、そういう意味で、まずこの19%引き上げる、この内容については反対ということでお話をさせていただきましたので、よろしくお願いします。

○議長（加藤雅浩君） 4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） 4番議員 長谷川です。

私は、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほど反対の方の考え方というものは非常に私も理解できまして、やはり今は生活が苦しい中でいろんなものが値上がりしていくというのは非常につらい部分があります。その気持ちはもうすごい分かります。ただし、行政としてはやはり判断をしていかなきゃ駄目なんですね。ミクロの視点とマクロの視点がありまして、やはり本当に目の前のことだけを考えたらそれは料金、先ほどの公共施設もそうですけど、据置き、水道料金も据置き、これが住民にとって一番いいことはもう間違いないです。

ただし、やはり持続可能な岐南町として、先ほど夕張の例もありましたけど、持続可能な岐南町として財政をやはり維持していくためにはという観点で、役場の職員の方は住民の方になるべく負担がかからないような中でも、持続可能な料金設定というものを我々以上に時間もかけていろんな資料をもって考えてくださっているということをやはり理解をしていますので、未来に向けた料金設定というところで致し方ないのかなという意味で私は賛成をさせていただくんですが、また、そもそもこの企業会計、岐南町水道事業、上水、下水もですけど、じゃあ何でこれが独立採算制、企業会計にしなさいというふうに国から指令があったかというと、やはり全国の自治体で水道会計、下水会計はずさんな現状が過去はありましたので、そうじゃなくて、この水

道、下水を持続可能なサービスとして住民に対してやりなさい、続けられるようにしなさいということで、一般会計からはなるべくお金を持ってこないような形で水道料金で賄いなさい、住民からの料金で賄いなさいという趣旨がもともとあって、そこに反するような形で一般会計から毎年毎年じやぶじやぶお金が入るような状況は、これは非常によくないですし、国の意向とも全く真逆になってしまって、今回、岐南町もそういうところで一般会計に頼らないような形で独立採算制の理念を守って企業会計を進めていくという意思表示なので、全国どこの自治体もそういう考え方でやっておりますので、その点は何も問題ないのかなと思います。

ただ、やはり先ほど申し上げましたとおり、住民の方の負担が上がってしまうというところが非常に懸念するところでもありますので、やはり住民税非課税世帯の減免措置をどうするかとか、あと、私も委員会の中で質問をさせていただきましたが、ごみ袋の料金が上がるというところで住民説明会を行ってもらいましたが、今回の水道料金、上がるというところでやはり住民の方も何でだとか、直接、苦しいんだ、こんな状況を聞いてくれという思いは持っていると思いますので、やはり行政としてもそういう声を聞いて、ほかの形で住民サービスを充実していっていただきたいので、説明会を委員会の中では前向きに検討してもらえる、前向きというか検討はしていただくということをお聞きしましたので、広報のための住民説明会じゃなくて、住民の方の意見を真摯に聞いて町政に反映していくという趣旨の住民説明会を行っていただきたいということを要望も加味して賛成討論を終わらせていただきます。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ほかに討論はありませんか。

3番 廣瀬恵理子議員。

○3番（廣瀬恵理子君） 3番議員 廣瀬です。

議案第47号について、賛成の立場で討論させていただきます。

私も反対の意見の方たちの気持ちはとてもすごく分かります。しかし、上水道料金事業は、今後の耐震化や老朽化した施設の更新・維持に必要な費用が増えていくことが見込まれます。水道施設は日常生活に欠かせないライフラインです。災害時には、町全体の安全や生活を支える重要なものです。これを維持、更新するために、安定した財源の確保が不可欠です。

以上の理由から、今回の改定には賛成いたします。

○議長（加藤雅浩君） これで討論を終結いたします。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立多数です。したがって、議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。



第4 議案第48号

○議長（加藤雅浩君） 日程第4、議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願いします。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。



委員会審査報告書

本委員会に付託された令和6年度会計決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
認定第1号	令和6年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第2号	令和6年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第3号	令和6年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第4号	令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第5号	令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第6号	令和6年度岐南町水道事業会計決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
認定第7号	令和6年度岐南町下水道事業会計決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの

令和7年10月30日

決算特別委員会委員長 長谷川 淳

岐南町議会議長 加藤雅浩様



第5 認定第1号から第11 認定第7号まで

○議長（加藤雅浩君） 日程第5、認定第1号 令和6年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第7号 令和6年度岐南町下水道事業会計決算の認定についてまでの7議案を一括議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 本案について、委員長の報告を求めます。

長谷川 淳 決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（長谷川 淳君） 決算特別委員会の委員長報告をいたします。

10月9日の本会議におきまして、本委員会は設置され、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定についてほか6議案が付託されました。

10月16日と17日の2日間、委員会を開催し、理事者に町長、副町長、教育長、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

認定第1号 令和6年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

歳入のうち、町税について不納欠損の原因と対策はとの質疑に対しては、事業の不振、生活保護、病気など資力の回復が見込めない案件を不納欠損としています。納税勧奨の後、滞納者に対しては財産調査、差押えを行い、不納欠損としないよう努めていますと説明がありました。

次に、住民票などのコンビニ交付導入について、役場窓口の混雑解消などの効果が表れているかとの質疑に対しては、コンビニ交付の8月の利用率は当初見込みの15%を上回る24.3%であり、窓口全体では待ち時間が短縮されていると思われますと説明がありました。

次に、ごみの不法投棄の監視パトロールについて、業者委託は必要かとの質疑に対しては、環境美化監視員の成り手不足、ごみ有料化による不法投棄の増加も懸念されることから、委託は必要であると考えます。委託業務には、雑草が繁茂している場所の調査が含まれておりますと説明がありました。

次に、大雨に備え、除草などの排水路設備をしっかりと行われているかとの質疑に対しては、草木が排水の妨げにならないよう、できる限り早く処理しています。予算を確保し、優先順位をつけて対応しておりますと説明がありました。

次に、橋梁点検業務委託料の決算額が789万8,000円となっているが、その内容の説明をとの質疑に対しては、町内に185ある橋梁を5年のサイクルで点検しております。点検は道路橋点検士が行っていますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、認定第1号を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

繰越しを控除した実質収支はどうなっているかとの質疑に対しては、繰越金1億3,910万円を繰入れしており、実質収支は約1,750万円の赤字です。保健事業を推進し、医療費の増大を抑えていきたいと考えておりますと説明がありました。

次に、特定健診の受診率を向上させるための取組について説明をとの質疑に対して

は、A I を活用した受診勧奨や集団健診の実施時期の見直しなどを行いましたと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、認定第2号を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 令和6年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

介護認定までに時間がかかると聞くが、実情はどうかとの質疑に対しては、要介護認定までに主治医の意見書、認定調査、介護認定審査会の審査判定などがあり、1か月から1か月半の認定審査期間が必要となります。認定日は申請日まで遡りますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、認定第3号を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

保険料の収納率について説明をとの質疑に対しては、令和6年度の収納率は97.9%でした。滞納者に対しては督促状や催告書を送付し、税務課と連携して対応しておりますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、認定第4号を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

中学校部活動の地域移行が進む中、指導者は足りているかとの質疑に対しては、美術部以外の16の部活動に外部指導者を充てることができていますと説明がありました。

次に、羽島郡二町の児童・生徒の学力は県平均と比べてどうかとの質疑に対しては、本年度の全国学力学習状況調査では、県平均に比べると国語は小学校はマイナス1ポイント、中学校はプラス2ポイント、算数・数学は小学校はマイナス1ポイント、中学校はプラス4ポイント、理科は小学校はマイナス3ポイント、中学校は県平均と同じでしたと説明がありました。

次に、A I ドリルの導入はどうなっているかとの質疑に対しては、導入はできてい

ます。今後は様々なデータを分析し、児童・生徒の指導に生かしてまいりますと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、認定第5号を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 令和6年度岐南町水道事業会計決算の認定についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

水道料金の収納率について説明をとの質疑に対しては、令和6年度は現年度分が98.1%、過年度分が94.2%でしたと説明がありました。

次に、財源確保に向けての取組はとの質疑に対しては、給水原価と供給単価を比較すると給水原価のほうが高くなっています。料金改定はそれを是正し、経営の健全化を図るものだと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、認定第6号を採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号 令和6年度岐南町下水道事業会計決算の認定についてを議題としました。

審査の過程で行われた主な質疑と説明の概要、その結果を申し上げます。

経営の安定化のための方策はとの質疑に対しては、国の補助金は減額されています。一般会計からの繰入れに過度に頼ることなく安定した収入を確保するため、使用料の改定をお願いするものだと説明がありました。

質疑終結の後、直ちに採決に移り、認定第7号を採決した結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上をもちまして、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（加藤雅浩君） お諮りします。この決算特別委員会は、議長を除く全議員で構成設置したものですので、委員長報告に対する質疑を省略することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、本案については、委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

討論に入ります。認定第1号 令和6年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。認定第1号 令和6年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、認定第2号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

認定第3号 令和6年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、認定第3号 令和6年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

認定第4号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

認定第4号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、認定第4号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定い

たしました。

認定第5号 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。認定第5号の採決をいたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、認定第5号 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定についてを認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和6年度岐南町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、認定第6号 令和6年度岐南町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和6年度岐南町下水道事業会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがいまして、認定第7号 令和6年度岐南町下水道事業会計決算の認定についてを認定することに決定いたしました。

―――――― ◇ ―――――

閉議閉会

○議長（加藤雅浩君） 本日の日程は、これで全部終了いたしました。

令和7年第3回岐南町議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加藤 雅浩

岐南町議会議員

小椋 正子

岐南町議会議員

廣瀬 恵理子